

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十日

広島県知事 横 田 美 香

広島県規則第十五号

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和三十九年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（保健所長への委任） 第九条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。ただし、第五十一号(五)に掲げる事務については広島県北部保健所長を除き、第五十二号に掲げる事務については広島県西部保健所長に限る。</p>	<p>（保健所長への委任） 第九条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。ただし、第五十一号(五)、第五十二号、第八十一号(一)から(五)まで及び(七)から(九)まで並びに第八十二号に掲げる事務については広島県西部保健所長に限り、第八十五号に掲げる事務については広島県東部保健所長及び広島県北部保健所長を除く。</p> <p>一一二一（略） 二二二から四一一まで 削除</p>
<p>一一二一（略） 二二二 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの （一）第十条第二項の規定による理容師業務の停止命令 （二）第十一条第一項の規定による理容所の開設の届出の受付 （三）第十一条第二項の規定による理容所の開設届出事項の変更及び廃止の届出の受付 （四）第十一条の二の規定による理容所の構造設備の検査及び確認 （五）第十一条の三第二項の規定による理容所の開設者の地位の承継の届出の受付（生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第五条第二項の規定による業務の状況の調査を含む。） （六）第十三条第一項の規定による立入検査 （七）第十四条の規定による理容所の閉鎖命令 二二三 理容師法施行令（昭和二十八年政令第二百三十二号）第五条の規定による業務停止に関する通知 二三四 理容師法施行規則（平成十年厚生省令第四号）第七条第三項の規定により提出された免許証又は免許証明書の受付 二四の二 理容師法施行細則（昭和三十三年広島県規則第六十九号）第二条の規定に</p>	

- よる確認証の交付
- 二十五 美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの
- （一） 第十条第二項の規定による美容師業務の停止命令
- （二） 第十一条第一項の規定による美容所の開設の届出の受付
- （三） 第十一条第二項の規定による美容所の開設届出事項の変更又は廃止の届出の受付
- （四） 第十二条の規定による美容所の構造設備の検査及び確認
- （五） 第十二条の二第二項の規定による美容所の開設者の地位の承継の届出の受付（生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第九条第二項の規定による業務の状況の調査を含む。）
- （六） 第十四条第一項の規定による立入検査
- （七） 第十五条第一項及び第二項の規定による美容所の閉鎖命令
- 二十六 美容師法施行令（昭和三十二年政令第二百七十七号）第五条の規定による業務停止に関する通知
- 二十七 美容師法施行規則（平成十年厚生省令第七号）第七条第三項の規定により提出された免許証又は免許証明書の受付
- 二十七の二 美容師法施行細則（昭和三十三年広島県規則第七十号）第二条の規定による確認証の交付
- 二十八 興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの
- （一） 第二条第一項の規定による興行場の営業の許可
- （二） 第二条第二項ただし書の規定による興行場の営業の許可を与えない場合のその旨の通知
- （三） 第二条の二第二項の規定による営業者の地位の承継の届出の受付（生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第六条第二項の規定による業務の状況の調査を含む。）
- （四） 第五条第一項の規定による報告の要求及び立入検査
- （五） 第六条の規定による許可の取消し及び営業の停止命令
- 二十九 削除
- 三十 興行場法施行条例（昭和五十九年広島県条例第十八号）第四条の規定による基準の適用の緩和等
- 三十一 興行場法施行細則（昭和五十五年広

- 島県規則第五十二号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの
- (一) 第三条の規定によるしゅん工届書の受付
 - (二) 第六条第一項の規定による申請書等の記載事項の変更の届出又は営業の全部若しくは一部の停止若しくは廃止の届出の受付
- 三十二 旅館業法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの
- (一) 第三条第一項の規定による旅館業の営業の許可
 - (二) 第三条第四項(第三条の二第二項、第三条の三第二項及び第三条の四第三項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取
 - (三) 第三条第五項(第三条の二第二項及び第三条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定による許可を与えない場合のその旨の通知
 - (四) 第三条の二第一項の規定による譲渡及び譲受けの承認(生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による業務の状況の調査を含む。)
 - (五) 第三条の三第一項の規定による営業者たる法人の合併又は分割の承認
 - (六) 第三条の四第一項の規定による営業者の相続の承認
 - (七) 第七条第一項の規定による報告の要求及び立入検査
 - (八) 第七条の二の規定による構造設備基準に適合させるための措置命令
 - (九) 第八条の規定による営業の許可の取消し及び営業の停止命令
 - (十) 第八条の二の規定による国立大学の学長等からの意見の受付
- 三十三 旅館業法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十八号)第四条の規定による申請書記載事項(営業の種類を除く。)の変更の届出又は営業の停止若しくは廃止の届出の受付
- 三十四 旅館業法施行条例(昭和二十三年広島県条例第四百号)第七条の規定による第六条の規定の適用のしんしやく
- 三十四の二 旅館業法施行細則(昭和五十五年広島県規則第五十一号)第五条の規定によるしゅん工届書の受付
- 三十五 公衆浴場法(昭和二十三年法律第三十九号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの
- (一) 第二条第一項の規定による公衆浴場の営業の許可
 - (二) 第二条第二項ただし書の規定による公

- 衆浴場の営業許可を与えない場合の通知
- (三) 第二条第四項の規定による許可の条件の付加
- (四) 第二条の二第二項の規定による営業者の地位の承継の届出の受付（生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第七条第二項の規定による業務の状況の調査を含む。）
- (五) 第四条ただし書の規定による療養のため利用される公衆浴場の許可
- (六) 第六条第一項の規定による報告の要求及び立入検査
- (七) 第七条第一項の規定による許可の取消し及び停止命令
- 三十六 公衆浴場法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十七号）第四条の規定による申請書等の記載事項の変更の届出又は営業の停止若しくは廃止の届出の受付
- 三十七 公衆浴場法施行条例（昭和二十五年広島県条例第四十五号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの
- (一) 第三条ただし書の規定による距離のしんしゃく
- (二) 第六条の規定による第四条の規定の適用のしんしゃく
- 三十八 公衆浴場法施行細則（昭和五十五年広島県規則第五十三号）第三条の規定によるしゅん工届書の受付
- 三十九 クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの
- (一) 第五条第一項の規定によるクリーニング所の開設の届出の受付
- (二) 第五条第二項の規定によるクリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをする営業者の届出の受付
- (三) 第五条第三項の規定による届出事項の変更又は廃止の届出の受付
- (四) 第五条の二の規定によるクリーニング所の構造設備の検査及び確認
- (五) 第五条の三第二項の規定による営業者の地位の承継の届出の受付（生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第八条第二項の規定による業務の状況の調査を含む。）
- (六) 第九条の規定による業務の停止命令
- (七) 第十条第一項の規定による立入検査
- (八) 第十条の二の規定による措置命令
- (九) 第十一条の規定による営業の停止又はクリーニング所の閉鎖若しくは業務用の車両の営業のための使用の停止の命令
- 三十九の二 クリーニング業法に基づく必要な措置に関する条例（平成十四年広島県条

第三十五号(七)、第三十九号(六)、(八)及び(九)、第四十一号(五)及び(七)、第五十一号(三)、(五)、(六)及び(八)、第五十二号(三)、第五十九号(六)、(七)、(八)、(九)、(十)、(十一)、(十二)及び(十三)、第六十四号(四)、(五)、(六)及び(七)、第六十七号(三)、第七十三号(四)から(六)まで、(七)から(九)まで、(十)、(十一)、(十二)及び(十三)、第七十六号(四)から(六)まで、第七十九号(四)及び(七)、第八十一号(五)、(七)及び(八)、第八十三号(五)、(七)から(十)まで及び(四)、第八十五号(一)並びに第八十九号(六)

(農林水産事務所長への委任)

第十三条 (略)

- 一 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの
 - (一) 第六条第五項の規定による基本構想の策定及び変更の同意
 - (二) 第十三条の二第一項の規定による農業経営改善計画の認定、変更の認定及び認定の取消し
 - (三) 第十三条の二第三項の規定による同意
 - (四) 第十三条の二第七項の規定による同意
- 市町への通知
- 二一・二の七 (略)
- 二の八 集落営農連携促進等事業実施要綱に基づく集落営農等支援計画の承認

二の九・二の十 (略)

二の十一 麦類生産技術向上事業実施要綱に基づく事業実施計画の承認

二の十二 (略)

二の十三 地域農業構造転換支援対策実施要綱に基づく構造転換支援計画、市町村新規就農者チャレンジ事業計画及びスマート農業研修教育環境整備事業(新規就農者誘致環境整備(スマート農業導入就農型))事業実施計画の承認

二の十四 スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業実施要綱に基づく産地スマート計画取組主体事業計画及びスマート技術高度利用計画の承認

二の十五 畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業実施要綱に基づく事業実施計画の確認及び決定

三一六 (略)

七 (略)

(一) (略)

(1) (4) (略)

(四)、(五)、(六)及び(七)、第六十四号(四)、(五)及び(六)、第六十七号(三)、第七十三号(四)から(六)まで、(七)から(九)まで、(十)、(十一)及び(十二)、第七十六号(四)から(六)まで、第七十七号(十)、第七十九号(四)及び(七)、第八十一号(五)、(七)及び(八)、第八十三号(五)、(七)から(十)まで及び(四)、第八十五号(一)並びに第八十九号(六)

(農林水産事務所長への委任)

第十三条 (略)

- 一 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第六項の規定による基本構想の策定及び変更の同意
- 二一・二の七 (略)
- 二の八 集落営農活性化プロジェクト促進事業実施要綱に基づく集落営農等支援計画の承認
- 二の九・二の十 (略)
- 二の十一 麦・大豆生産技術向上事業実施要領に基づく事業実施計画の承認
- 二の十二 (略)

三一六 (略)

七 (略)

(一) (略)

(1) (4) (略)

(5) 瀬戸内水産資源増大対策事業費補助金(担い手グループ活動強化事業に係

(5) (6) (略)

(二) (六) (略)

八十五 (略)

十六 (略)

(一) (二) (略)

(三) 第十五条の五第三項の規定による指導、助言その他の援助

(四) 第十八条第十八項（第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受付

(五) (七) (略)

(七) 第五十七条の十六の規定による情報の提供

(六) 第八十四条において準用する第七条第五項、第十八条第十八項、第三十条第二項、第四十一条第四項、第四十七条第一項、第四十八条第一項、第八項及び第九項、第四十九条第一項、第五十二条第一項及び第九項、第五十二条の二第一項、第三項及び第四項、第五十二条の三第二項、第五十三条の四第一項及び第二項、第五十四条第三項及び第五項、第五十七条の四第一項、第五十七条の八、第九、九条第一項、第四項から第六項まで、第八項及び第十項並びに第三百三十二条第一項の規定による処分等

(六) (七) (略)

十七ー七十 (略)

(畜産事務所長への委任)

第十四条 (略)

一ー十三 (略)

十四 (略)

(一) (二) (略)

(三) 広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱による補助金のうち、次に掲げるもの

(1) 広島血統和牛増産事業費補助金

(2) 畜産経営生産体質強化改善緊急支援事業費補助金（自給飼料生産機械導入支援事業に係るものに限る。）

十四の二ー十八 (略)

(建設事務所長への委任)

第十六条 次に掲げる事務は、建設事務所長に委任する。ただし、第十二号(二)及び(三)、第十三号(一)、第二十四号から第三十号まで、第三十三号から第四十二号まで、第四十五号、第五十六号(甲)及び(乙)、第五十八号、第七十八号(三)並びに第三百三号に掲げる事務については広島県北部建設事務所長を除き、第三十一号、第三十二号、第四十三号、第四十四号、第一百号、第一百九号に掲げる事務については広島県東部建設事務所長に限り、第六

るものに限る。）

(6) (7) (略)

(二) (六) (略)

八十五 (略)

十六 (略)

(一) (二) (略)

(三) 第十五条の五第二項の規定による指導、助言その他の援助

(四) 第十八条第十七項（第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受付

(五) (七) (略)

(七) 第五十七条の九の規定による情報の提供

(六) 第八十四条において準用する第七条第五項、第十八条第十六項、第三十条第二項、第四十一条第四項、第四十七条第一項、第四十八条第一項、第八項及び第九項、第四十九条第一項、第五十二条第一項及び第九項、第五十二条の二第一項、第三項及び第四項、第五十二条の三第二項、第五十三条の四第一項及び第二項、第五十四条第三項及び第五項、第五十七条の四第一項、第五十七条の八、第九、九条第一項、第四項から第六項まで、第八項及び第十項並びに第三百三十二条第一項の規定による処分等

(六) (七) (略)

十七ー七十 (略)

(畜産事務所長への委任)

第十四条 (略)

一ー十三 (略)

十四 (略)

(一) (二) (略)

(三) 広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱による補助金のうち、広島血統和牛増産事業費補助金に係るもの

十四の二ー十八 (略)

(建設事務所長への委任)

第十六条 次に掲げる事務は、建設事務所長に委任する。ただし、第十二号(二)及び(三)、第十三号(一)、第二十四号から第三十号まで、第三十三号から第四十二号まで、第四十五号、第五十六号(甲)及び(乙)、第五十八号、第七十八号(三)、第八十九号(三)並びに第三百三号に掲げる事務については広島県北部建設事務所長を除き、第三十一号、第三十二号、第四十三号、第四十四号、第一百号、第一百九号に掲げる事務については広島県東部建設事務

十三号(二)から(五)まで及び第六十六号(一)に掲げる事務については広島県西部建設事務所長に限り、第七十二号(二)、第七十八号(七)及び第九十一号から第九十九号までに掲げる事務については広島県西部建設事務所長を除き、第一百二号に掲げる事務については広島県北部建設事務所長に限る。

一一二十五 (略)

二十六 (略)

(一)(八) (略)

(九) 第五十五条の二の三第一項の規定による他人の土地への立入り

(十)(三) (略)

二十七七十 (略)

七十一 (略)

(一) 土地改良法第五条第六項(第四十八条第九項、第八十四条、第八十五条第五項、第八十五条の二第五項、第八十五条の三第四項、第八十七条の二第十項、第八十八條第六項、第九十六条の二第七項及び第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。)及び土地改良法施行規則(昭和二十四年農林省令第七十五号)第六十九条第四号の規定による地区編入の承認(換地処分及び寄附譲与を伴わない事業に係るもの)に限り、広島市以外に所在する財産のうち、市町道若しくは準用河川の用に供されているもの又は河川、湖沼その他の水流若しくは水面又は道路等で、河川法、道路法等の公共物の管理に関する特別の法律の適用のない公共物の用に供されているものに係るもの及び広島市内に所在する財産に係るものを除く。

(三) (略)
七十二八十七 (略)
八十八 削除

八十九 (略)
(一)・(二) (略)

九十一百十一 (略)

第十七条 (略)
(広島港湾振興事務所長への委任)

所長に限り、第六十三号(二)から(五)まで及び第六十六号(一)に掲げる事務については広島県西部建設事務所長に限り、第七十二号(二)、第七十八号(七)及び第九十一号から第九十九号までに掲げる事務については広島県西部建設事務所長を除き、第一百二号に掲げる事務については広島県北部建設事務所長に限る。

一一二十五 (略)

二十六 (略)

(一)(八) (略)

(九) 第五十五条の二の二第一項の規定による他人の土地への立入り

(十)(三) (略)

二十七七十 (略)

七十一 (略)

(一) 土地改良法第五条第六項(第四十八条第九項(第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。))、第八十四条、第八十五条第五項、第八十五条の二第五項、第八十五条の三第四項、第八十七条の二第十項、第八十七条の三第六項及び第九十六条の二第七項において準用する場合を含む。)及び土地改良法施行規則(昭和二十四年農林省令第七十五号)第六十九条第四号の規定による地区編入の承認(換地処分及び寄附譲与を伴わない事業に係るもの)に限り、広島市以外に所在する財産のうち、市町道若しくは準用河川の用に供されているもの又は河川、湖沼その他の水流若しくは水面又は道路等で、河川法、道路法等の公共物の管理に関する特別の法律の適用のない公共物の用に供されているものに係るもの及び広島市内に所在する財産に係るものを除く。

(三) (略)
七十二八十七 (略)
八十八 独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)第十六条第一項及び附則第七条第六項の規定に基づく独立行政法人住宅金融支援機構業務委託契約による知事の権限のうち、同法第十三条第一項第五号及び第六号並びに附則第七条第二項第一号及び第二号イからハまでの規定による資金の貸付けに係る工事の審査

八十九 (略)
(一)・(二) (略)
(三) 第四十三条の二第二項及び第六十八条の十七第二項の規定による特定技術基準対象施設であることの証明

第十七条 (略)
(広島港湾振興事務所長への委任)

<p>一四 (略) 五 (略) (一)(八) (略) (九) 第五十五条の二の三第一項の規定による他人の土地への立入り (十)(三) (略) 五の二二十五 (略) 二十六 削除 二十六の二二十九 (略)</p>	<p>一四 (略) 五 (略) (一)(八) (略) (九) 第五十五条の二の二第一項の規定による他人の土地への立入り (十)(三) (略) 五の二二十五 (略) 二十六 租税特別措置法第四十三条の二第二項及び第六十八条の十七第二項の規定による特定技術基準対象施設であることの証明 二十六の二二十九 (略)</p>
--	--

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。